

★認定調査員のための情報通信★あなたの力になりたいくて…

あかべえ通信

2013.8.8発行 Aizuwakamatsu city

みなさん こんにちは！この度、認定調査員のみなさんへ情報発信する一つのツールとして、「あかべえ通信」なるものを発行することにしました。要介護認定調査についてのお知らせや、皆様からお問合せ頂いた内容で、これは是非すべてのみなさまにお伝えしたい！事例などあれば随時発行して、少しでもみなさまの疑問等にお答えできる、役立つ内容になればと考えております。また、より良い通信になるように、ご感想やご意見等お待ちしております。

◎記念すべき1回目の内容は…「実際の特記事項から記載例を考える。【第1回】2-4 食事摂取」

「介助の方法」を選択する項目で、実際の介助の方法が不適切な状況と思われる場合、適切な介助を受けた場合の介助の内容を、どのように判断したのかを特記事項に記載しなければならないのですが…実際の特記事項の記載内容から、どのように判断しどのように記載すればいいのかを検討してみます。

適切な介助の方法を検討する際も、①状況の捉え方(定義に当てはまる場所はどこか)に注意し、②適切な介助の方法を判断(定義の中でどのような介助が必要か)して、その判断根拠を特記事項に記載するようにしてください。

Q あなたなら、どう判断しますか？

(2) 見守り を選択？

知人やヘルパーに調理してもらった食事や、配食サービスの弁当を、手探りで食べている。口に入れるまで何を食べているかわからないし、腐っているのに気がつかず食べてしまうこともあると言う。介護不適切な状態にあり、少なくとも配膳の場所や内容について指示する必要があるため2)を選択する。

① 状況の捉え方

まず、適切な介助の方法として、少なくとも配膳の場所や内容について指示する必要があると記載がありますが、配膳後食事の摂取に介助が必要かを問うている項目ですので、配膳時の状況だけで介助が必要とは判断できません。

加えて(イ)の様な状況があったとしても、適切な介助をした場合、腐っているものがないように準備した上で摂食動作そのものに介助が必要かを考えます。また、(ア)の状況から摂食動作自体は介助なく行えることがわかります。

② 適切な介助の方法を判断

腐っている物がないように、セッティングして、配膳の内容や配置の状況を伝えれば、摂食動作自体は介助なく行える。

A 選択は「(1)介助されていない」

【特記事項記載例】

知人やヘルパーに調理してもらった食事や、配食サービスの弁当を、手探りで食べている。口に入れるまで何を食べているかわからないし、腐っているのに気がつかず食べてしまうこともあると言う。独居の為適切な介助の方法を検討したが、介護者が腐っているものがないように配膳し、配膳の内容や配置を伝えたりすれば、摂食動作は介助なく行えることから(1)介助されていないを選択する。

2-4 定義の確認⇒裏面

裏面に続く →

定義の再確認！

2-4 食事摂取（介助の方法）

テキスト P. 78~P. 80

【調査項目の定義】

「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。
ここでいう「食事摂取」とは、**食物を摂取する一連の行為**のことである。

通常の経口摂取の場合は、**配膳後の食器から口に入れるまでの行為**のことである。また、食事摂取の介助には、**経管栄養の際の注入行為**や**中心静脈栄養**も含まれる。

Point！

視力障害・認知症・身体障害 etc...だからといって、必ずしも介助が必要とは限りません。

不適切と判断した場合の適切な介助の方法を選択する際には、注意が必要です。

不適切と判断した場合は・・・

「不適切な状況にある理由」

「実際の介助の方法」

「適切な介助の方法と判断根拠」

を必ず記載しましょう

発行元：会津若松市役所高齢福祉課介護保険給付グループ 担当：木下&梅津

TEL0242-39-1242 FAX0242-39-1431

会津若松市役所 HP <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

⇒介護保険⇒要介護認定⇒認定調査員のための情報通信

